

平成 28 年 11 月吉日

排出事業者様  
収集運搬業者様

いわて県北クリーン株式会社  
代表取締役 松本 榮市

## 廃プラ類への混入物改善のお願いについて

謹啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

廃プラ類（一般）の廃棄物中に、①塩ビ系・②アスファルト防水シート・③発泡系・④アスファルトルーフィングを混入した物を搬入するお客様が多く見られ、分別作業や焼却処理の段取りに作業工数が非常に掛かっているほか、焼却処理の安定燃焼に対しても大きな妨げとなっています。

また、混入物があるにも関わらずマニフェストが廃プラ類（一般）のみで搬入している物や、マニフェストに複数の分類記載をしているが、実際の廃棄物は混載になっているなど、本来分類毎に分けて搬入していただくべき運用がなされていないお客様がいます。

つきましては、特に下記の品目は全て別品目と区別（フレコンバッグ等を使用など）した状態で搬入していただき、荷下ろし後に下記①～④が容易に区別できるように徹底をお願いいたします。

- ① 塩化ビニール製プラスチック…廃プラ（塩ビ）  
（塩ビパイプ・塩ビ製シート、フロアマット、P タイル、壁紙クロス等）
  - ② アスファルト防水シート…廃プラ（アスファルト防水シート）
  - ③ 発泡系（スタイロホーム等）…廃プラ（発泡系）
  - ④ アスファルトルーフィング…紙くず（アスファルトルーフィング）
- ※一般廃プラ（ビニール・シート等）…廃プラ（一般）

### <重要>

- ・上記品目は全て分類および単価設定が違いますので、混載しないよう徹底願います。
- ・一般プラへ上記品目が混載された場合は、全量を上記品目として扱うこととします。
- ・①～③の廃プラ類は、1 枚のマニフェストに分類を記載することで構いませんが、①～③の区分け（荷卸し等）が容易にできる分別がされていることが条件となります。
- ・廃プラ類（混載物）の単価設定に、①～④の混載は対象外となっています。
- ・アスファルトルーフィングは、その他の紙くずと混載しないようにしてください。混載の場合は、全量を④として扱うこととします。
- ・廃棄物の状態によっては、受入不可とする場合があります。

本当に困っています。確実な搬入物の物性管理の徹底をお願いします。  
何かご質問等が御座いましたら、弊社営業担当までお問い合わせください。

以上